

令和5年（行ケ）第4号 地方自治法第251条の5に基づく違法な国との関与（是正の指示）の取消請求事件

判 決 骨 子

1 事案の概要

沖縄防衛局は、沖縄県宜野湾市所在の普天間飛行場の代替施設を同県名護市辺野古沿岸域に設置するための公有水面の埋立てに関連して、沖縄県漁業調整規則（本件規則）40条1項に基づき、造礁さんご類を対象とする2件の特別採捕許可の申請（本件各申請）をし、原告（沖縄県知事）から不許可処分（本件各不許可処分）を受けたが、被告（農林水産大臣）は、沖縄防衛局の審査請求を受けて、本件各不許可処分を取り消す旨の裁決（本件裁決）をし、その後、沖縄県に対し、地方自治法245条の7第1項に基づき、本件各申請について許可処分をするよう是正の指示（本件指示）をした。原告は、本件指示を不服として、国地方係争処理委員会に対し、審査の申出をしたが、本件指示は違法でないと認める旨の審査の結果の通知を受けた。

本件は、原告が、上記の審査の結果を不服として、地方自治法251条の5第1項に基づき、本件指示が違法な国との関与であると主張し、その取消しを求める事案である。

2 当裁判所の判断の骨子

当裁判所は、以下のとおり、本件指示は適法かつ有効であり、原告の請求には理由がないと判断して、原告の請求を棄却することとした。

- (1) 争点1（原告が本件各申請に対する許可処分をしないという沖縄県の法定受託事務の処理（本件事務処理）について、地方自治法245条の7第1項の「法令の規定に違反していると認めるとき」に該当するか否か）について
本件裁決は、原告が特別採捕許可の申請を審査する際に用いる審査基準（本件審査基準）のうち、内容審査に係る必要性の項目について、本件各申請が客観的に同項目に該当すると認められるにもかかわらず、これに該当しないとし

た原告の判断が裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるものと認め、本件規則40条1項に違反するとともに、漁業法119条2項1号にも違反するとして、本件各不許可処分を取り消した。

5 本件各不許可処分がその根拠となる漁業法119条2項1号等に違反するとして本件裁決によって取り消されたにもかかわらず、被告の沖縄県に対する本件指示（本件各申請が本件審査基準の全てに適合することを理由に本件各申請を許可する処分をするよう求めている。）につき、原告は、その適法性及び有効性を争う本件訴訟において、本件各申請は必要性の項目に該当しないと主張するのみで、内容審査に係るその余の各項目（残余の各項目）の該当性につき自らの判断を明らかにしていないから、原告が本件各申請を許可する処分をしない理由は、本件各不許可処分と同一の理由に基づくものであると認められる。

10 そのことを措いても、本件の証拠関係に照らすと、形式面に不備のない本件各申請は内容審査に係る残余の各項目に該当するものと認められ、原告は、本件各申請が残余の各項目に該当しないことをもって、本件各申請を許可する処分をしない理由とすることができないから、原告が本件各申請を許可する処分をしない理由は、原告が主張する必要性の項目に該当しないというものに限られ、本件各不許可処分と同一の理由に基づくものであると認められる。

15 令和5年最高裁判決（最高裁令和5年（行ヒ）第143号同年9月4日第一小法廷判決）の説示に照らすと、原告が本件各不許可処分と同一の理由に基づいて本件各申請に対する許可処分をしないという沖縄県の法定受託事務の処理は、漁業法119条2項1号の規定に違反しており、地方自治法245条の7第1項の「法令の規定に違反していると認めるとき」に該当する。

20 (2) 争点2（本事務処理が地方自治法245条の7第1項の「著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害している」との要件（公益侵害等要件）に該当するか否か）について

25 地方自治法245条の7第1項の文言及び同法が普通地方公共団体に対する

国の関与の制度を設けた趣旨に照らすと、被告が本件指示をするためには、本件事務処理が漁業法119条2項1号の規定に違反するものであれば足り、それに加えて公益侵害等要件に該当することまで要するものではない。

(3) 争点3（本件指示が被告の関与権限を濫用したものであるか否か）について

5 本件裁決の主体と本件指示の主体とがいずれも被告となることは、地方自治法が予定している事態である。また、原告が本件裁決後も本件各申請を許可する処分をしないことに関し、被告が本件裁決の存在を前提として沖縄県に対する本件指示をしたことは、処分行政庁を含む関係行政庁に裁決の趣旨に従った行動を義務付けることにより、速やかに裁決の内容を実現し、もって、審査請求人の権利利益の簡易迅速かつ実効的な救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保するという行政不服審査法52条の趣旨に合致する。

10 上記を踏まえ、本件の事実関係の下で、本件指示が被告の関与権限を濫用したものであるとは認められない。

以上